

様式 2

感染症と出席停止期間の基準 (学校保健安全法施行規則第18・19条)

	疾 病	出席停止となる期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第19条第2号イにおいて同じ） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで （学校保健安全法施行規則第19条第1項第1号）
	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く） 新型コロナウイルス感染症 百日咳 麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 風疹（三日ばしか） 水痘（水ぼうそう） 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎 ※病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。 （学校保健安全法施行規則第19条第1項第2号）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで 発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで 発疹が消失するまで すべての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消退した後2日を経過するまで 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 （その他の感染症） A群溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎 その他の感染症（ ）	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで（学校保健安全法施行規則第19条第1項第3号）

(学校保健安全法施行規則第19条第1項第4号)第1種若しくは第2種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。